山形県家畜死体保冷保管施設　０２３－６８１－３２７１

牛飼養者の皆様へ

生後４８か月齢以上の死亡牛の搬入について

牛海綿状脳症対策特別措置法第６条により 48 ヵ月齢以上の死亡牛は、獣医師による届出とともに、牛海綿状脳症(BSE)の検査を受けることとされています。山形県では、山形市大字中野字的場９３６番地にある山形県家畜死体保冷保管施設に該当する死亡牛を搬入いただき、BSE 検査を受けます。その際、下記の費用を一旦納付いただきますが、その一部については国の事業により補助を受けることができます。

○手数料(保冷施設の受付で納入してください。)

1 頭あたり、24,400円

内訳		補助額
保管管理料	640 円	500 円
化製場までの輸送費	7,560 円	2,500 円
化製処理費	16,200 円	7,500 円
計	24,400 円	10,500 円

＋

保冷保管施設までの県内輸送費への補助額について

経費の1/2以内、ただし限度額 2,000 円

(例)手数料 24,400 円と保冷庫までの運送費 9,000 円に対して 12,500 円補

公益社団法人　山形県畜産協会
山形市七日町 3-1-16　JA ビル　4階　TEL　023-634-8167

死亡牛は腐敗が進まぬよう、出来るだけ早期に搬入してください

山形県家畜死体保冷保管施設の利用上の注意事項について

施設に予約☎して下さい

死体搬入時に持参するもの

② 獣医師が発行する死亡診断書
② 死亡牛処理整理票（必要事項を記載したもの）
③ 手数料　24,400 円

その他留意事項

① 家畜伝染病の患畜等は搬入できません。
② 受付で所定の手続きを済ませた後、施設に搬入して下さい。
③ 搬入時に使用したロープ、手袋、敷物等は全て持ち帰って下さい。
④ 個体識別耳標は装着のまま搬入して下さい。
⑤ 産後１か月以内の家畜は、保冷庫の清潔保持上、必ず陰部を獣医師に縫合してもらってから搬入して下さい。
⑥ 施設内の機械等は勝手に操作せず、管理人の指示に従い、危険防止に十分配慮して下さい。

牛トレーサビリティ制度による個体識別番号（10 桁の耳標番号）の異動（死亡）報告を忘れずに

譲渡先は三共理化工業（株）八戸工場です
コードは「0178526106」となります。

山形県家畜死体保冷保管施設

- 管 理 者 ： 公益社団法人 山形県畜産協会
- 施設住所 ： 山形市大字中野字的場９３６番地
- 電話番号 ： ０２３－６８１－３２７１
- 受入家畜 ： 48 か月齢以上の牛の死体
- 受入時間 ： 午前９時から午後４時
- 休 業 日 ： 毎週日曜日、年末年始

死亡牛は腐敗が進まぬよう、出来るだけ早期に搬入してください